

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和7年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第15項の規定により公表します。

令和8年2月18日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 大原 芳剛

令和 7 年度
定期事務監査等の結果に対する措置状況

1. 執行機関

総務課、警防課、大東消防署、四條畷消防署

監査委員 指摘事項
<p>(1) 予算執行事務について</p> <p>支払期日について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を準用し取り扱われているところではあるが、請求日から 30 日を経過し支払われている案件が 1 件確認された。</p> <p>については、決裁権者を含め、実務担当者間において支払事務に関する情報共有を一層徹底するとともに、支払期日の管理を徹底することで、再発防止に努められたい。</p>
措置状況
<p>支払事務に関する情報共有、支払期日の管理を徹底するため、請求書を受領後、速やかに支出命令書を作成する運用に改めます。また、担当者が不在時に請求書を受領した場合には、キャビネット内に保管し、請求書の受領を共有し支払漏れが生じないよう改善を行います。</p>

監査委員 指摘事項
<p>(2) 契約事務について</p> <p>契約事務については、原則として競争入札により行うべきものであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合に限り、随意契約が認められており、随意契約事務については随意契約ガイドライン等に基づき執行されているところである。</p> <p>特定の一者から見積書を徴収し契約を締結する場合には、透明性を確保する観点から、他の事業者では履行できないと判断した理由及びその検討過程を明確にし、市民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。</p>

本監査においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する契約、いわゆる「2号随意契約」の締結理由の妥当性に重点を置き、事情を聴取したところ、いずれも一定の合理性が認められた。

決裁権者においては、所掌事務の責任者として契約内容を的確に把握し、より一層慎重な事務執行が図られるよう、職員に対する指導を徹底されたい。

措置状況

契約事務の執行については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用について十分に検討するとともに、その判断理由及び検討過程を明確に整理し、法令遵守を念頭に置いた慎重な事務執行を継続します。

監査委員 指摘事項

(3) 資機材の管理方法について

資機材の管理方法については、消防機械器具等の管理に関する要綱に基づき実施されているところである。

令和6年度に提出された点検整備依頼書及び機器損傷報告書を確認したところ、点検時又は使用時に異常を確認した際に提出される点検整備依頼書は37件、機器の損傷又は紛失時に提出される機器損傷報告書は27件であった。

その要因の多くは経年劣化によるものであったが、操作時の破損等によるもの、災害現場での紛失事案が確認された。

再発防止に向けた検討や情報共有が行われているものの、これらの取組を一過性の対応にとどめることなく、実効性のある再発防止策として組織全体に定着させていくことが求められる。

資機材の適正な取扱いを改めて徹底し、同様の事案の再発防止に向けた具体的かつ継続的な取組を着実に実施されたい。

措置状況

再発防止につきましては、事案を検証し、破損や紛失に至った原因及び再発防止策について各所属へ情報共有する取組を継続して行います。

資機材管理については、資機材点検時等において資機材の取扱い方法の再確認を行い、適正な資機材の使用及び管理を実施します。